

令和7・8年度競争参加資格審査（建設工事）に係る「残留措置」に関するお知らせ

林野庁

林野庁及び森林管理局では、令和7・8年度競争参加資格審査の結果を、令和7年4月1日（火）以降、林野庁及び森林管理局のホームページにて「競争参加有資格者名簿兼資格確認通知書」として掲載します。

なお、令和7・8年度の競争参加資格審査（建設工事）では、等級区分のある工事種別については、次のとおり令和5・6年度の認定等級に留まることができます。これを「残留措置」といいます。

1. 残留措置を申請できる事業者

次の①及び②を満たす事業者です。

① 令和6年度末時点で等級区分のある工事種別に登録があった事業者

② ①の工事種別について、今回の認定等級が前回の認定等級より上がった事業者

※「前回の認定等級」とは、令和7年3月31日時点における令和5・6年度の認定等級です。

※「今回の認定等級」とは、令和7年4月1日時点における令和7・8年度の認定等級です。

2. 残留措置の申請方法等

申請を希望する事業者は、別添の「残留措置希望申請書」に必要事項を記入し、次のとおり必ず主たる申請局に申請してください。

（残留措置を希望しない場合は、申請不要です。）

申請期間 : 令和7年4月1日（火）から4月14日（月）17時（必着）

※上記期間以降の随時申請は予定していません。申請を希望する事業者は必ず上記期間内に申請してください。

申請方法 : 持参、郵送又は電子メール

申請先 : (主たる申請局が中部森林管理局の場合)

及び 〒380-8575 長野県長野市大字栗田 715-5

問合せ先 中部森林管理局 総務企画部 経理課 経理第一係

M a i l : c_keiri@maff.go.jp

電話番号 : 050-3160-6530

備 考 : 郵送により提出される場合は、封筒表面左側に**残留措置申請書在中と赤字で記載**願います。

電子メールで提出される場合は、メール件名を「残留措置申請（〇〇会社）」としていただき、メール送信後、提出先へ必ず電話連絡願います。

提出期限を過ぎて到着した申請書は無効になりますので、残留措置の申請を希望する事業者は**必ず提出期限内に提出**願います。

申請書は**提出後、取り下げや内容の修正ができません**。申請に当たっては**残留申請が必要かどうか必ず確認してから提出**してください。

3. 残留措置の申請結果

令和7年4月25日（金）頃までに、林野庁及び各森林管理局のホームページにて、残留措置の適用を受けた事業者の資格確認通知書を掲載しますので、確認してください。

（申請の条件を満たさない等残留措置の適用がされなかった事業者の資格確認通知書は掲載されません。）

4. その他

① 主たる申請局の確認方法

有資格者名簿兼資格確認通知書に記載の登録番号の頭文字（アルファベット）と以下「各森林管理局（本庁を含む）と識別記号の対応表」を照合して確認してください。

主たる申請局（競争参加資格審査申請書の提出先となった林野庁本庁又は森林管理局）でなければ、残留措置に係る処理を行うことができないため、主たる申請局にのみ書類を送付してください。

【各森林管理局（本庁を含む）と識別記号の対応表】

主たる申請局	識別記号※	
	建設工事	測量・コンサル
林野庁本庁	Y	Z
北海道森林管理局	A	C
東北森林管理局	D	E
関東森林管理局	F	G
中部森林管理局	H	M
近畿中国森林管理局	N	P
四国森林管理局	Q	R
九州森林管理局	T	U

※ 6桁の登録番号の頭文字

② 登録番号の確認方法

以下「林野庁 競争参加有資格者名簿兼資格確認通知書」にて確認してください。

[競争参加有資格者名簿兼資格確認通知書：林野庁](#)